

随意契約事前確認公募

令和2年5月1日

下記の契約に係る調達参加希望者を、以下の通り公募する。

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものである。

なお、応募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあっては、一般競争入札（又は企画競争）による契約手続を行い、1者であった場合はその者との随意契約による手続きを行うことを予定している。

記

1. 公募に付する事項

(1) 事業名

2020年度 経営力を強化する新たな法人経営の実践のための業務執行及びその体制の効率化に向けた支援業務

(2) 事業の趣旨及び事業内容

国立大学法人静岡大学と国立大学法人浜松医科大学（以下両大学）は、世界に立ち向かう「強み」を強化し、地方創生・地域活性化に資するため、地域貢献力の強化、尖端的教育研究拠点の形成、経営力の強化などの大学改革に取り組むこととしている。

本業務は、経営力を強化する新たな法人経営の実践のための業務執行及びその体制の効率化に向け、外部の専門的知見を有する者を活用して実施するものである。

また、令和元年度に実施した「経営力を強化する新たな法人経営の実践のための業務執行及びその体制の効率化に向けた支援業務」の活用を前提としており、品質を担保するため、当該業務における両大学の状況や業務の把握、効率化の手法に関する知見等に基づき実施するものとする。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則（以下「契約規則」という。）第4条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条の規定に該当しない。

- (2) 契約規則第5条の規定に該当しない者であること。

- (3) 国立大学法人静岡大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) その他、公募要領等に掲げる資格による。

3. 特殊な技術及び設備の条件

・本事業の遂行は、国公立大学法人に係るコンサルティング業務（主として国公立

大学法人の移行、法人の統合に係るコンサルティング業務を含む)の経験・能力を有すること。

- ・新たな法人経営の実践のための業務執行及びその体制の効率化について、国立大学法人の業務に対する知識と、業務改善や効率化等に関する深い知見を有すること。

4. 公募の条件等を満たす旨等の意思表示

本公募の条件を満たしており、参加を希望する者は、令和2年5月14日(木) 17:00までに担当までFAX又はE-mailなどにより意思表示を行うこと。

意思表示にあたっては、事前に上記3を満たすことについて証明する書類を提出し、かつ、本学に事業内容、有する技術等について確認すること。

5. 誓約書の提出等

- (1) 本公募に参加を希望する者は、上記4の意思表示の際に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を別途提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の上記4の意思表示を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、契約担当役が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

「本件担当、連絡先」

住所：〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

担当：静岡大学財務施設部契約課契約第一係 平島 明佳

電話：054-238-5166

FAX：054-238-5495

e-mail：keiyaku-first@adb.shizuoka.ac.jp

事前確認公募要領

1. 事業名

2020年度 経営力を強化する新たな法人経営の実践のための業務執行及びその体制の効率化に向けた支援業務

2. 事業の内容等

詳細については別途問い合わせること

3. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は静岡大学が認定する競争参加資格において、令和2年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されているものであること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格申請については、本学ホームページを参照すること。
(URL: http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/pdf/competitive_01.pdf)
- (3) 本件調達の企画提案において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (4) 国立大学法人静岡大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) その他、本学が示す事項による。

4. 契約締結

契約予定者と企画提案書等を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件の合意が得られない場合には契約締結を行わない場合がある。

5. その他

- ① 提出書類の作成・提出等、公募に係る一切の費用は、結果に関わらず申請者の負担とする。
- ② 仕様書等で要求した本件業務の要求要件を満たしていることが明確でないと選定委員が判断したものは、無効となる場合があるので注意すること。
- ③ 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- ④ 本件に関するその他必要事項については、仕様書等による。

「本件担当、連絡先」

住所：〒422-8529 静岡市駿河区大谷 8 3 6

担当:静岡大学財務施設部契約課契約第一係 平島 明佳

電話：054-238-5166

FAX：054-238-5495

e-mail：keiyaku-first@adb.shizuoka.ac.jp

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。